

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、東広島都市計画区域及び黒瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日まで広島県に意見書を提出することが出来る。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

東広島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

都市計画区域全域

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課

広島県西部建設事務所東広島支所事業調整特別班

四 縦覧期間

平成二十四年十月二十五日から平成二十四年十一月八日まで